

強かつた事を示すものである。かやうな点から見て、表音符号として用ゐるには、平仮名よりも片仮名の方が数等優れてゐると考へられる。

もつとも、片仮名とても仮名であつて、今まで日本語を書く文字として一般世間に認められて來たものであり、随つてその用ゐ方も仮名遣のきまりに従ふべきものと考へられ來つたのであるから、之を今新に表音符号として用ゐ、従来の用法に拘る事なく、純粹に国語の音を代表するものとして、発音のままに同じ音(我々が同じ音と意識する音)はいがなる場合でも同じ字で書き、違つた音はいつも違つた文字で書くこととすれば、従来の正しい書き方と考へられたものとの間に相違を生じて、或は奇異の感を起させ、或は之を仮名としての正しい書き方と誤解せしめる虞は無いでもないが、しかし、これは、国語の音声を如実に示す為に、音声の代りに片仮名を用ゐたものであつて、之を普通の仮名として用ゐたものでない事をさへ了解すれば解消すべき問題である。(表音符号として用ゐた場合と普通の仮名として用ゐた場合とを混同するのを防ぐ為には、表音符号の場合には特別の書体を用ゐるとか、又は「」のやうな括弧の中に入れるとかして之を区別する方法はあるであらう)

片仮名を表音符号として用ゐようとするに当つて、之を如何に用ゐればよいかについては、今日までまだ一般にきまつ

た方式はない。只一二の人々の試みたものがあるばかりである(神保格常深千里両氏の国語発音アクセント辞典に於けるが如きその一例である)。外国の地名人名等の書き方も、音を示すといふ点では之に近いものであるが、これは外国语である上に、その書き方も一般的にきまつてゐるとはいはれない。結局今日に於ては、仮名を表音符号として用ゐる時のみとして一般的に行はれてゐるものは無いのである。しかも、標準語の教育は、現今、國の内外共に緊急の要事であり、標準語の教育には正しい発音を教へる事が大切であるとすれば、適当なる表音符号を制定する事は、この際極めて緊要なる事であるといはなければならない。

五 表音符号と仮名遣

今日世に広く用ゐられてゐる国語辞書の中に、発音引のものが少くないが、それ等の辞書に於ては見出しの語を仮名書きにして国語調査委員会で決定した仮名遣案の法式に従つて書いてゐるものが多々、發音引といつても、音はそのまま直接に辞書の中に示す事が出来ない故、これ等の辞書は之を仮名で代表せしめて語の音を示してゐるのであり、その音を示す方法として所謂表音的仮名遣の一種なる国語調査会の仮名遣案の書き方を利用してゐるのであり、畢竟、仮名遣としての法式を表音符号に流用したものである。これを見て、表

音符号は新に定める必要なく、表音的仮名遣を用ゐればよいと考へるものがあるかも知れない。然るに仮名遣といふものは、いかなる種類のものでも、表音符号とは全く性質を異にし、その目的を異にし、全然別な理念から生れたものである。

仮名遣は仮名で国語を書く時の正しい書き方としての社会的のきまりである。即ち、それは、文字言語に於ける文字の上のきまりであつて、文字と関係の無い音声言語とは無関係のものである。

仮名は初めて出来た時代に於ては、国語の音を忠実に表はしたであらうが、その後、国語の音が変化したにもかゝはらず、

す、仮名は文字の有する固定性の故に、音の変化に伴はず、容易にもとの書き方を改めなかつた為に、仮名と音との間に差異を生じて、同じ仮名は必ずしも同じ音を表はさず、違つた仮名は必ずしも違つた音をあらはさなくなつたのである。かうなれば、仮名は音を表はすものとしては乱雑できまりの無いものとなつたのであるが、かやうな状態に立到つた時に、仮名で言語を書く時の書き方を統一すべき基準として仮名遣の規定が立てられたのである。

かやうに仮名遣は、仮名を用ゐる文字言語に於て、文字にあらはれた言語の形を一定する為のきまりである。然るに從來の仮名遣に於ては、同じイの音を或語では「い」と書き或語

では「ゐ」と書き或語では「ひ」と書き、又音としては明瞭に区別せられてゐるワの音とハの音と同じ「は」の字で書く場合があつて、一定のきまりが無いやうである。しかしこれは音を標準にして見たからであつて、もし語を標準にして見れば、一々の語は必ず一定の書き方があるのであつて、同じタイといふ音でも「隊」といふ語ならば必ず「たい」と書き、「鰯」といふ語ならば必ず「たひ」と書くときまつてをり、それによつて同じ語は常に一定の仮名で表はされ、随つて、音は同一であつても意味の違つた語を仮名の違ひによつて区別する場合も少くない（「折る」と「下る」とを「見る」と「おる」とで区別し、「泡」と「粟」とを「あわ」と「あは」とで区別するなど）。

まりを、言語を文字に書く時の正式な書き方として、社会一般に行はうとするものである。

かやうな事は單に我国にのみある事ではない。西洋諸国の如き、表音文字を用ゐてゐるものに於ても同様であつて、文字に書いた言語の形は、之を實際の言語の音と比較してみると、一致しない所や、不足な所や、又過剰な所などあつて、必ずしも文字は音を忠実には表はさないが、しかし、同じ語を書く文字の形は常に一定して何時もかはらないのが常である。

右のように、文字に書いた形が實際の言語の音と一致しないのは不都合であり、不便ではないかといふ非難もあり得べきであらう。なるほど我々が全く知らない語にはじめて出会つた場合にその発音(即ち読み方)がわからないで当惑するのは事実である。しかしながら、元來文字は、知らない言語を教へる為のものではなく、知つてゐる言語を想ひ出させる為のものである。そして言語の音の形は、我々の腦中に、或意味を示し或意味に伴ふ一つづきの音として記憶せられてゐるのが常であるから、文字言語に於ける文字の形が、何等かの手懸で、その意味に伴ふ音の形を想ひ起させる事が出来れば、我々は之をよりとしてその意味を理解し得るのであつて、必ずしも一つの文字が正確にその一つづきの音の一つ一つの部分を示さなくともよいのである。もし読み方のわからぬ語に出会つたならば、人に尋ねるか、何かで調べるべき

であつて、勝手に読むべきものではない。

要するに、仮名遣は文字言語に於けるきまりであり、言語を文字に書く時の基準であつて、この基準にしたがへば同一の音は必ずしも常に同じ文字によつて表はされなければならぬ、同じ語はいつも同じ文字によつてあらはされる。

以上仮名遣の性質について述べたのは、主として今日一般に行はれてゐる所謂歴史的仮名遣を対象としたものであるが、かやうな仮名の性質は所謂表音的仮名遣に於ても亦同様である。これは、国語を文字に書く時の正しい書き方として、従来の所謂歴史的仮名遣に代つて社会一般に行はうとするものであるから、勿論文字言語に属するもので、文字言語の書き方の改革を目的とするものである。さうして、これは仮名を現代国語の発音に近づけようとするものであるから、文字と音との不一致は歴史的仮名遣に比しては少いけれども、それでも精密に国語の音と合致するものではない。

表音的仮名遣にも種々の方式のものがあるが、明治三十八年国語調査委員会で議決したものは、(一)拗音を表はす為の「や」「ゅ」「ょ」及び促音を表はす「つ」を小書しない事にした為に、次の如く、明瞭に発音上区別のあるものを同じ仮名の形で書き、文字の上からは之を区別する事が出来ない。

「視野」と「紗」(共に「しゃ」) 「千代」と「著」(共に「ちよ」)
「石屋」と「医者」(共に「いしゃ」) 「玩具」と「御餅屋」

(「おあがや」) 「利用」と「量」(「うもう」) 「費用」と「表」
 (「わよう」) 「器用」と「京」(「あむか」) 「私欲」と「職」
 (「じよへ」) 「私用」と「賞」(「じよう」) 「美容」と「鉛」
 (「ひよう」) 「嘗て」と「勝手」(「かつて」) 「皐月」と「先」
 (「ものと」)

(1) 長音に「ふ」「こ」を用ひた為に、音を異にする左の諸語
を区別出来ない。

「小牛」と「孔子」(共に「こじゅ」) 「夜討」と「用地」(共に
 「ようゆ」) 「問う」と「十」(「じゅう」) 「小売」と「行李」
 (「じゅうり」) 「牡牛」と「聲者」(「おうし」) 「繪入」と「當利」
 (「えいり」) 「田色」と「迷路」(「めいろ」) 「弔色」と「経路」
 (「めいり」)

随つて「のうめい」(野兎)をノーサギと発音し、「じるう
 り」(巨瓜)をシロトリと発音し、「ものうご」(墉ご)をモ
 ノーゴと発音する事を防ぐ事が出来ない。

大正十三年臨時国語調査会所定の仮名遣案では、拗音を表
 はす為の「や」「ゅ」「ょ」及び促音の「つ」は原則として之を小書
 する事に改めたが、(1)の諸語は明に之を区別する事が出来
 るが、「視野」は「しゃ」「紗」は「しゃ」、(1)の類のものは前
 ままである為、これ等の諸語に於ける音の相違は依然として
 仮名の上に表はすことが出来ない。しかのみならず、明治三十
 八年の国語調査会案では助詞の「は」「く」「を」も発音のままに

「わ」「ゑ」「お」と書く事になつてゐたのを、同案では「は」「く」「
 を」と書く事とし、又「わ」「ゑ」はすぐて発音の通りに「ビ」「
 ブ」と書いたのを、左の如き場合に限り「ム」「ブ」と書く事
 に改めたのである。

一、二語の連合によつて生じたヂ。

かづめ」(川口川)

二、同音連呼によつて生じたヂ。

(鼓)

三、連声による濁音。「わるわる」(猿智恵)「れんれん」(連
 占)「ばがやや」(葉茶屋)「えうえう」(融通)

四、異音によつて濁る「地」「治」。「ぬぬ」(地主)「やうやう」
 (政治)

その結果として、同じオの音を場合によつて「お」とも「を」
 とも書き、同じジグズの音を場合によつて「じ」「ず」とも「わ」
 「ゑ」とも書くと共に、への音を表はず「は」の仮名が時として
 ハの音をも表はす事となつて、文字の異同は必ずしも音の異
 同を表はさないのである。この臨時国語調査会所定の仮名遣
 を多くの発音引国語辞書の類に於て表音符号として利用す
 るに当つて、がやうな点に修正を加へざるを得なかつたの
 も当然の事であつて、これ即ちハの表音的仮名遣の方式が、
 音を明瞭に示す表音符号としては不完全な点がある事を証明
 するものである。(発音引国語辞書に於ては右の仮名遣の方式

に修正を加へてゐるけれども、前掲(11)の方式はそのまま用ゐて、音の相違を区別する為の工夫はまだなされてゐない（しかしながら、かやうな事は、仮名遣としてはその本質上避け難い事であつて、仮名遣が、言語を文字に書く場合のきまりとして国民一般に遵守せらるべき性質のものである以上、国語の音声に忠実なる余り、これまで世間一般に行はれた文字言語上の慣習と著しい違ひがあつて奇異の感を生ぜしめ、或はあまりに煩雑であつて書写に不便を感じしめるものであるならば、実施不可能に陥る処がある故、かやうな妥協策をとるもの亦止むを得ない事である。

右の如く、表音的仮名遣に於てさへ、その仮名は必ずしも正確に国語の音を表示しないのであって、しかも仮名遣としてはそれで少しも差支ない。それは、畢竟、仮名遣の本性に基づくものであつて、表音的仮名遣に於て、實際の音の通りに仮名を用ゐるのは、必ずしも音を写すのが窮屈の目的でなく、同一の語の音の形はいつも一定したものであるから、これを或きまつた法式によつて仮名に写せば、その仮名の形はいつも一定したものとなる故、かやうな方法によつて、各語の仮名の形を常に同一ならしめて、文字言語に於ける言語の形の統一を保たしめ、言語の意味の理解を容易ならしめようとするのである。

之に反して、表音符号は、純粹に国語の音を示す必要ある

場合に用ゐるものである。たとひ之に仮名を用ゐるとしても、それは仮名遣の如く文字言語に於ける、語を表示する一定の形として之を用ゐるのではなく、国語の音声の形を目につ見える符号に代置してその発音を示し、且つ国語がいかなる音単位から成立つか、個々の語の形がいかなる音単位から組立てられてゐるか、又文字が如何なる音を表はすかを明かにするものである。

前にも述べたやうに、元来文字は知らない言語を教へる為のものでなく、既に知つてゐる言語を想ひ起さしめる為のものである。言語を文字に書いたもの即ち文字言語は、その言語を知つてゐるものをして、文字によつて言語を想ひ起さしめ、その意味する所を理解せしめるのを目的とするものである。それ故に表音文字を用ゐた場合でも、一々の文字が必ずしも忠実に一々の音声を書き下とも、一々の語を表はす文字の形が一定してその意味を憶ひ起さしめ得れば十分目的を達したものである。然るに、音声言語は音声を唯一の表現手段とするものである故に、之を全然未知のものに教へる場合にも、その音声は實際耳に聞える音声による外方法が無いにしても、表音符号を用ひて音声を目に見える形に代置して示す事は實際上有益であつて効果多い方法である事既に述べた通りであり、又、語の音声はわかつてもその意味がわからない場合には、音声をたよりにして意味をもどめるの外なく、その

場合には、音声の代りになる表音符号があれば、それにたよつて（発音引辞書の如きものによつて）目的を達する事が出来る。又文字言語に在つても、文字の形は必ずしも眞の発音を示さない故、その正しい読み方（即ちその文字の表はす語の正しい音）を表音符号で示すならば、読み方を知らないものも之を正しく読む事が出来るのである。

又学問的研究に於ても、純粹の音声は、性質上瞬間的のものであり把握しづらいものである故、之を永続性ある表音符号を以て代表せしめれば、種々の音の区別や音結合体の構造を明かに示し得るなど、取扱上多くの便宜が得られる。殊に論文などに記述するには、かやうな符号によらないでは音声は到底示すこととは出来ない。

要するに、仮名遣と表音符号とは、その性質を異にし、その目的を異にするものであつて、仮名遣は、文字に書いた言語の形の統一を目的とし、言語を仮名で書く時のきまりとして、一般国民の守るべき規定であり、表音符号は国語の音声を代表する符号であつて、国語の研究及び教育に於て音声を取扱ふ場合に用立つものである。前者は専ら文字言語に属し、音声言語とは関係なきものであるに対して、後者は音声言語のみならず文字言語にも関するものである。

六 表音符号の制定について

国語の音声を代表すべき表音符号を新に制定するに当つて

問題となるべき諸点について考へて見たい。国語の音声といふ中には標準語ばかりでなく諸方言の音声をも含むべきは言ふまでもないが、今は標準語に限る事したい。

(一) 長音符号 これまで提出された書き方としては、

(1) ーを附けるもの、

(2) オコソト又はウクスツなどの下にウを附け、エケセ

テ等の下にイを附けるもの（オウ・コウ・ソウ・ト
ウ、ウウ・クウ・スウ・ツウ、エイ・ケイ・セイ・
ティなど）

(3) 上の音と同じ母音の仮名を附るもの（オオ・コオ・
ソオ・トオ、ウウ・クウ・スウ・ツウ、エエ・ケ
エ・セエ・テエなど）などがある。

(二) 促音符号 ツを小さく書くのが普通に行はれてゐる。しかしこれを小さく書き又は印刷するのは実際上不便な点もある。

(三) 勅音符号 ヤ行の文字を小さく書くのが普通である（キャ・シャ・チュ・ショ・キヨ・リヨなど）。しかしこれも小さく書く事は実際上の不便がある。

(四) 語頭の撥音の符号 「馬」「梅」などの最初の音の東京又は京都に於ける発音はウマ・ウメの如きウではなく、アンマ・ニケンメのンの音と同一である。これを仮に語頭の撥音と呼んでおく。これを表はすに